

ことうの女性

<http://www.city.koto.lg.jp/seikatsu/jinken/7803/index.html>



▲白河在住 中原さん
(マザーツリー自然学校「森のようちえん」にて)

内閣府は、毎年11/12から11/25(国連が定めた「女性に対する暴力撤廃国際日」)までの2週間を「女性に対する暴力をなくす運動」実施期間として各省庁のほか、地方公共団体や女性団体などと連携・協力し意識啓発するなど、女性への暴力に対する取り組みを一層強化することとしています。

区は、男女共同参画KOTプラン(第5次行動計画)で、異性に対するあらゆる暴力を根絶することを目標としています。配偶者からの暴力DV(ドメスティック・バイオレンス)を未然に防止するため、区民に対する情報提供や啓発の充実に努め、交際相手からの暴力(デートDV)の予防教育を実施します。

11/12～11/25
「女性に対する暴力をなくす運動」実施期間

DVの防止と被害者の支援を!

配偶者からの暴力、性犯罪、売買春、人身取引、セクシアルハラスメント、ストーカー行為など、女性に対する暴力は、重大な人権侵害にあたり、決して許されるものではありません。暴力の根絶に向けて、みなさん一緒に考えていきましょう。



女性に対するすべての暴力を根絶する

異性・同性を問わず起こりうる性暴力・セクシアルハラスメント・ストーカーなどの暴力を防止するため、情報提供や、講座・講演会等による啓発に取り組みます。

セクシアルハラスメントや虐待などの防止!

被害の解決に向けては、配偶者暴力相談支援センター機能の整備や相談窓口を充実し、被害者及び子どもの安全を確保しながら、一人ひとりに応じた支援の充実に努めていきます。被害者が新たな生活を始めるために、生活支援や就労支援の充実に努め、被害者に対する職員・相談員の適切な対応がないよう研修機会をもうけ、二次被害を防止します。実効性のある支援体制を整えるため、区役所内にもちろんのこと、関連する支援機関等との緊密な連携を図ります。

親のDVを見た子どもは、心理的に多大なるストレスを感じることもあります。内閣府の「男女間における暴力に関する調査報告書」によると、被害者のほぼ3人に1人が配偶者からの暴力行為を「子どもが知っていた」と回答しており、そのうち7割弱が、「子どもの心身に影響を与えた」と思っています。

11月は、児童虐待防止推進月間です

児童虐待問題は、社会全体で早急に解決すべき重要な課題となっています。区では、高齢者も含め虐待防止の啓発・相談窓口の充実、相談員の育成、関係機関との連携を図り、早期発見・対応に努めます。

子どもによる暴力の目撃



DVの相談窓口

- 江東区女性のなやみとDVホットライン
☎3647-9551 月～金(9:00～12:00、13:00～17:00) 土(9:00～12:00) 祝日・年末年始を除く
 - 江東区女性のなやみとDV相談(面接相談要予約)
☎3647-9551 月～土 時間は予約時にご確認ください。保育有(1才以上未就学児 要事前予約) 祝日・年末年始を除く
 - 江東区女性のための法律相談(要予約)
☎5683-0341(男女共同参画推進センター) 女性弁護士がDVほかの法的な問題にアドバイスします。水(13:00～16:00) 祝日・年末年始を除く
 - 保護第一課(深川地区にお住まいの方)
☎3645-3106 月・火・木・金(9:00～17:00) 祝日・年末年始を除く
 - 保護第二課(城東地区にお住まいの方)
☎3637-2707 月・火・木・金(9:00～17:00) 祝日・年末年始を除く
 - 配偶者暴力相談支援センター
■東京ウィメンズプラザ ☎5467-2455 年末年始以外毎日(9:00～21:00)
■東京都女性相談センター ☎5261-3110 土・日・祝日・年末年始を除く(9:00～20:00)
 - 女性の人権ホットライン
☎0570-070-810(法務局人権擁護部) 月～金(8:30～17:15) 祝日・年末年始を除く
 - DV相談ナビ
☎0570-0-55210 自動音声により指定の地域の最寄り相談窓口を案内
- 〔夜間・緊急時〕
警察(事件発生時) 110番
東京都女性相談センター ☎5261-3911
- ※相談は全て無料です。

子どもへの影響

暴力を目撃した子どもは心が深く傷つき、心身に様々な影響が表れることがあります。子どもの状況に応じて適切な対応ができるよう関係機関との連携が必要です。



資料：内閣府「男女間における暴力に関する調査報告書」(平成18年4月)